

(平成22年6月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

鹿児島国民年金 事案 642

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年6月まで

申立期間の国民年金保険料については、私が20歳になった際、私自身か私の父親が、国民年金の加入手続と免除申請を行い、未納とならないように手続をしたはずなのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月5日以降に払い出されていることが確認できるところ、申立人が国民年金の加入手続を行った日付は、町の国民年金被保険者名簿が破棄されているため確認できないものの、申立人の国民年金手帳記号番号よりも記号番号が3番前に国民年金の被保険者資格（任意）を取得した者から判断して、申立人又はその父親が同年7月21日から同月31日までの間に国民年金の加入手続と免除申請を行ったとも考えられることから、申立期間の国民年金保険料を免除されていた可能性が認められる。

また、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納が無く納付意識は高かったものと考えられる上、20歳になってすぐに国民年金の加入手続を行い、未納とならないように免除申請を行ったとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和38年2月1日、資格喪失日を42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、38年2月から40年9月までは3万6,000円、同年10月から42年3月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月1日から42年4月1日まで

私は、昭和33年1月から平成4年11月までの間、A社（現在は、C社）に継続して勤務していたにもかかわらず、同社B支社の支部長の一人として勤務していた申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立期間中、同社B支社で働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入しているはずである。

申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社が発行している申立人の在籍証明書、異動辞令等から判断すると、申立人が昭和33年1月1日から平成4年11月12日までの間、同社に継続して勤務し（昭和38年2月1日付けでA社D支社から申立事業所の同社B支社へ異動し、42年4月1日付けで当該支社から同社E支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間の前後の社会保険事務所（当時）の記録、及び申立事業所において申立人と同

等の職にあった申立期間当時の元同僚の記録から、昭和38年2月から40年9月までは3万6,000円、同年10月から42年3月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は申立てどおりの届出、厚生年金保険料の納付を行っていたと推察すると回答しているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に事業主が行うべき4回の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年2月から42年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成15年6月30日の標準賞与額に係る記録を135万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月30日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、賞与支払届が正しく提出されていなかったため、同保険料が納付されていない記録となっている。厚生年金保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する「所属別期末勤勉手当受領書」により、申立人は、その主張する標準賞与額（135万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主による賞与支払届が適正に行われなかったことにより、標準賞与額決定通知書に申立人の氏名が記載されず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から42年2月まで

私は、住所を何回も変わったので、申立期間当時のことは詳しく覚えていないが、国民年金には、同じ宿舎の知人と一緒に加入した記憶がある。国民年金保険料は地区の集金人に納付していた。国民年金の加入を止める手続をした記憶も無く、申立期間の国民年金保険料が未納・未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、2回目に任意加入した際に取得した国民年金手帳記号番号で昭和42年3月から納付を始め、以後60歳（第3号被保険者期間も含む）になるまでの間、国民年金保険料を完納していることが確認できる。申立期間については、申立人が39年4月に最初に取得した国民年金手帳記号番号の期間となっていることが確認できる。しかしながら、申立人は当該記号番号を取得した当時の記憶が明確でなく、申立内容の加入時の記憶は、払出簿にある知人の名前から2回目に取得した当時の記憶であるものと推認される。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年5月に、最初に取得した記号番号に統合されていることが確認でき、その際に納付記録も統合されているものの、申立期間については、市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳において未納及び未加入期間とされている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身も国民年金の加入手続等についての記憶が明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 1 日から 33 年 12 月 5 日まで

私は、昭和 31 年 5 月から 33 年 12 月までの 31 か月間、A 社 B 支局において、その局長の小使いとして継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、同支局ではなく、C 社となっている上、申立期間直前の 31 年 5 月 1 日から 32 年 1 月 1 日までの 8 か月間のみとなっている。

間違いなく勤めていたので、申立期間中も厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は A 社 B 支局において、局長の小使いとして働いていたとしているが、オンライン記録では、A 社 B 支局という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立事業所の上部機関である D 社は、申立期間当時の従業員名簿には申立人の氏名は確認できないとしているとともに、同従業員名簿において申立期間当時に A 社 B 支局長と記録されている者は既に死亡しており、申立てに関する供述等を得ることはできない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立期間中、申立人の氏名は無い。

一方、申立人が申立事業所において前任者であった元同僚は、申立人と同様に C 社において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が申立期間当時の事務職員として姓のみ挙げた別の元同僚に

については、申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無く、オンライン記録等では所在が確認できないため、申立てに関する供述を得ることができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険の加入記録が確認できるC社については、昭和36年12月1日付けで適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の元事業主等も既に死亡していることなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明である。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録がオンライン記録どおり、昭和31年5月1日から32年1月1日までの間確認できるのみであり、申立期間及びその後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においても、オンライン記録どおりの被保険者資格記録が確認できるのみである。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 452 (事案 127 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から34年10月1日まで

私は、昭和32年8月から36年6月までの間、その途中の33年4月に厚生年金保険の適用事業所となったA社(現在は、B社)で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は申立期間中も申立事業所に途切れることなく勤務していたので、当初の申立てに対する通知の内容に異議がある。

今回思い出した申立事業所における元同僚の名前を提示し、再度の申立てを行うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間中、申立人の加入記録は無く、整理番号の欠番も見られないこと、ii) 厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿では、申立人の申立事業所に係る資格取得日がオンライン記録どおりであることが確認できること、iii) 申立人と同時期に入社した同僚についても、申立事業所において申立人と同一日に被保険者資格を取得していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間における厚生年金保険の加入を裏付けるものとして、新たに思い出したとする申立事業所の元同僚6人の名前(姓のみ)を挙げている。

しかし、このうちの女性2人については、前回の申立ての際、当委員会が調査を行ったものの、申立内容を裏付ける供述等を得ることができなかった。

また、残りの元同僚4人については、B社が保管する申立期間当時の職員名簿に同姓の者が掲載されているものの、同社は、職員の所在等については確認できないと回答していることなどから、申立てに関する供述等を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿により把握した同姓の元同僚8人中、連絡の取れた2人から聴取を行ったものの、いずれも申立人を記憶しておらず、申立内容を裏付ける供述等を得られない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 1 日から 51 年 12 月 31 日まで

私は申立期間中、A社に勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所で正社員として間違いなく5年以上勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた複数の元同僚の供述などから、申立人が申立期間の一時期、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿等では、申立事業所は、申立期間の途中の昭和 51 年 5 月 1 日付けで適用事業所となっていることが確認できる。

また、前述の元同僚から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等を得られないとともに、申立人が別に挙げた元同僚二人については、オンライン記録ではその所在が不明であるとともに、申立事業所は平成 13 年 10 月 31 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の元事業主も既に死亡していることなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立事業所に係る前出の被保険者名簿では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

加えて、雇用保険の被保険者情報では、申立期間における申立人の雇用保険

の加入記録が確認できない上、オンライン記録によると、申立人は申立期間のうち昭和48年10月以降の期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 454

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から9年6月1日まで

私は、平成8年6月から11年3月までの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が保管している申立期間を含む平成8年分及び9年分の給与所得の源泉徴収票でも、社会保険料等の控除のあったことが分かる。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している所得税源泉徴収簿兼賃金台帳(平成8年分及び9年分)、及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録及び事業所記号等索引簿では、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間直後の平成9年6月1日であることが確認できる。

また、申立人と同様に、申立事業所の新規適用日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚から、「私は、申立事業所が適用事業所になる以前から勤務していたが、適用事業所となるころに元事業主から、従業員が5人以上になったので、厚生年金保険に新たに加入するとの説明があった。」との供述があった。

さらに、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳では、申立事業所が適用事業所となった平成9年6月以降の給与から厚生年金保険料を控除しているものの、申立期間に係る給与から同保険料は控除していないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。